

公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団定款

目次

第1章 総則	(第1条～第2条)
第2章 目的及び事業	(第3条～第4条)
第3章 財産及び会計	(第5条～第13条)
第4章 評議員	(第14条～第18条)
第5章 評議員会	(第19条～第27条)
第6章 役員	(第28条～第36条)
第7章 理事会	(第37条～第45条)
第8章 定款の変更、合併及び解散等	(第46条～第50条)
第9章 事務局等	(第51条～第52条)
第10章 情報公開及び個人情報の保護等	(第53条～第55条)
第11章 補則	(第56条)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県座間市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、座間市におけるスポーツ及び芸術文化の振興等に関する各種事業を行い、健康でうるおいのある市民生活の確保と地域文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室、スポーツ講習会等スポーツの振興に関する事業
- (2) 音楽鑑賞、演劇鑑賞等芸術・文化の振興に関する事業
- (3) スポーツ及び芸術文化に関する情報の収集・提供事業
- (4) 座間市が設置するスポーツ施設及び文化施設の管理運営の受託
- (5) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定められたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理運用)

第6条 この法人の財産の管理運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 この法人の事業遂行上、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は除外しようとする場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項各号の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。

3 この法人は第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第52条第1項第10号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事及び

評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

第4章 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（権限）

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第20条に規定する決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前項の規定にかかわらず、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員に変更があったときは、2週間以内に登記し、遅滞無くその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

（報酬等）

第18条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において評議員会に付議した事項

(11) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第3項に掲げる評議員会の目的である事項以外の事項は決議することができない。ただし、一般法人法第191条に規定する資料等を調査する者の選任については、この限りではない。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集等)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

(決議等)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第28条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第25条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案に

対し決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものと見なす。

- 2 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し保存しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人1人以上が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規程によるものとする。

第6章 役員

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。
 - 4 理事長及び専務理事以外の理事のうち、1名以上を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定めるものである理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。

- 2 理事長は、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長、専務理事及び業務執行理事の職務権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 理事長、専務理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査し、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条第1項の規定による定数に足りなくなるときは、辞任又は任

期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第33条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第34条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会運営規程によるものとする。

(損害賠償責任の一部免除)

第36条 この法人は、一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項に規定する理事又は監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、一般法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第7章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時、場所及び目的である事項等の決定
- (2) 業務の執行に関する規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

(6) 第36条に定める損害賠償責任の一部免除

(種類及び開催)

第39条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度ごとに3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第31条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集等)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第30条第5項に規定する報告については、適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程によるものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、神奈川県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に座間市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、座間市に贈与するものとする。

第9章 事務局等

(事務局)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳票の備え付け)

第52条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳票を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事及び監事の名簿

(3) 認定、認可等及び登記に関する書類

(4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第53条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第53条 この法人は、公正で開かれた活動を促進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する最初の理事長は遠藤三紀夫、最初の専務理事は村上静夫、最初の業務執行理事は佐藤修一、中村咲男及び宮代孝男とする。
- 4 この法人の登記の日に就任する最初の評議員は、評議員名簿（別表第1）に掲げる者とする。
- 5 この法人の登記の日に就任する最初の理事及び監事は、理事・監事名簿（別表第2）に掲げる者とする。

附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成27年度定時評議員会に提案の公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団定款の一部を改正する定款の決議日から施行する。ただし、改正後の第36条の規定は、平成27年5月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 一般法人法の一部改正（平成27年法律第91号）に伴い、同法第198条において準用される新法第113条及び第115条に規定される理事、監事等の施行日（平成27年5月1日）前の行為に基づく責任の一部免除及び当該責任の限度に関する契約については、なお、従前の例による。

別表第1（附則第4項関係）

公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団の最初の評議員名簿

氏 名
濱野 修司
横谷 光男
岩本 洋
吉川 精一
金子 槇之輔

別表第2（附則第5項関係）

公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団の最初の理事・監事名簿

役 職	氏 名
理事長（代表理事）	遠藤 三紀夫
専務理事（代表理事）	村上 静夫
理 事（業務執行理事）	佐藤 修一
理 事（業務執行理事）	中村 咲男
理 事（業務執行理事）	宮代 孝男
理 事	大澤 明彦
監 事	細田 順太郎
監 事	宮川 貴行